

「組合費裁判」 動労千葉の正当な反論を提起

日刊
動労千葉

80.9.20
No. 538

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
(鉄電)二三五八九・(公衆)四三二二七二〇七

「本部」反動分子の排除の論理にもとづく
動労私物化・組合民主主義破壊を銳く糾弾！

第三回「組合費裁判」は、九月十八日、十六時より東京地裁において開かれた。

この第三回公判において、動労千葉弁護団を先頭にわれわれは、動労「本部」側が前回行なつた証明ならざる証明に対し、正当な理路整然たる反論にもとづく「書面」を提出し、するどく動労「本部」側を追いこむ公判闘争をかちとつた。

この間、動労「本部」反動分子が全国大会にみられる右翼化路線と合理化屈服・率先協力路線に対し、われわれは、動労千葉の闘う路線にますます自信と確信を深め、動労千葉つぶしのためにのみ権力（裁判所）に提起されたこの「組合費裁判」に勝利しよう。

「本部」のデタラメな主張に 真向から反論

「組合費裁判」は動労「本部」反動分子によつて昨年七月「七八年十二月から七九年二月までの組合費約二九〇〇万余円が動労千葉地本から納入されていない。これは、千葉地本執行部が横領・ねこばばしたものであり、返還せよ」との主旨の民事裁判として提訴されたものである。

われわれは、このように動労千葉つぶしのためにのみ「本部」反動分子によつて提起された「組合費裁判」第三回公判に、弁護団を先頭に各支部から四五名の傍聴動員をかちとり、動労「本部」を圧倒しつつ公判闘争を開いた。

公判に先だち、十五時半より、東京弁護士会館において、全員で第三回公判について意志統一を行ない、弁護団より闘いのすすめ方と決意が明らかにされ、各支部からの代表者が傍聴として入廷。

公判は、「本部」反動分子が提起した「組合費返還請求」の論拠としている点について、一つ一つ動労千葉が真向から反論する「準備書面」を提出し、弁護団から簡単な主旨説明が行なわれて終了した。

この動労千葉から提出した「準備書面」の内容は、①動労「本部」反動分子が一貫して動労千葉を排除の論理をもつて組織破壊攻撃を行ない、組合民主主義を破壊し、動労の私物化を行なつてきた点をするどく糾弾し、②こうした状態のもとで組合費を中央本部に納入することは、自ら支払つた組合費で自らの組織を破壊するという結果を生

じさせることとなり、極めて理不尽なことであり、動労千葉のとつた行動が正当なものである。③さらには、「本部」側が「動労千葉地本執行委員個人」を相手どつて「組合費を横領・ねこばばしたから返せ」なる主張と要求は、労働組合の組織実態からして執行委員個々人には、何ら責任がなく、全くデタラメであること。などの点について全面的に真向から反論を展開している。

右翼路線をもつて動労の私物化をすすめる「本部」反動分子を一掃しよう

この第三回公判において行なわれたわが動労千葉の正当かつ理路整然たる反論は、今後の「組合費裁判」の方向を大きく決定づけ、公判闘争の勝利にむかつての出発点となつたのである。

「八〇年代は冬」の論理の下で右翼路線と暴力をもつて動労の私物化を推進する「本部」反動分子のその反動性と反労働者性は、今日、全国の労組合員の前にますます明らかとなつてゐる。「敵対」から「野合」への一八〇度の転換。全国各地における「本部」反動分子への不信と動搖。われわれは、こうした「本部」反動分子と真向から対決し、「五五・一〇・一〇・二一・五六・三」を反合・三里塚ジェット闘争の爆発をかちとり、「本部」反動分子の一掃・動労大改革にむかつて断固として闘い抜こう。